

沖縄戦戦没者の遺骨等が点在されないように遺骨収集を更に迅速に行うことを求める意見書

先の大戦で、沖縄では、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦が行われ、人口の約半分の住民が犠牲になった市町村が多く、県民の4人に1人の尊い命が失われた。

沖縄本島南部は、沖縄戦最大の激戦地で、1972年の本土復帰に伴って、自然公園法に基づいた「沖縄戦跡国定公園」に指定された我が国で唯一の戦跡公園で、戦争の悲惨さと平和の尊さを認識し、戦没者の御霊を慰めるための公園である。その中にある沖縄平和祈念公園の「平和の礎」には、国籍、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた人の氏名が刻銘されている。2021年6月現在、沖縄県149,584人、沖縄県外全都道府県77,458人で、そのうち、兵庫県出身者は3,202人、全都道府県で4番目に多い。また、米国、英国、台湾、北朝鮮、大韓民国の出身者も含めて合計241,632人にもなっている。

今、沖縄戦跡国定公園内の土砂が埋め立てに使用される可能性が指摘されている。ここでは戦後76年経過した今でも遺骨等が収集・発見され、沖縄県民だけでなく沖縄戦の最中に行方不明になった神戸市出身の島田叡知事をはじめ、全国の戦没者の遺骨が眠ると言われている。このような土砂を埋め立てに使用することは、人道上許されない。

2016年の国会で全会一致で成立した「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」では、「2024年度までを集中実施期間として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講じ、遺骨を遺族に引き渡すこと」を国の責務としている。したがって、国には戦没者の遺骨収集を着実に実施していくことが求められる。

また、この議論と日米同盟の維持並びに、普天間飛行場の危険性除去のための辺野古新基地建設と混同してはならない。

よって、国におかれては、下記の事項を実現することを強く要望する。

記

- 1 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦が行われた沖縄の事情を鑑み、遺骨が点在されないよう、政府が主体となって「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づいて戦没者の遺骨収集を更に迅速に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

兵庫県明石市議会